

【新型コロナウイルス感染症】 学校生活における 感染症対策マニュアル

令和5年4月1日版

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでも長きに渡り、その徹底に努めていただいているところです。

国は、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを令和5年5月8日から5類感染症にするとともに、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等としたところです。

船橋市教育委員会は、千葉県教育委員会が「新型コロナウイルス感染症 学校における感染症対策ガイドライン」を改定したことを受け、本マニュアルを改定することにいたしました。

本マニュアルを参考に、学校における新型コロナウイルスの感染及び拡大防止に向け、引き続き、感染症対策の徹底をお願いいたします。

- 1 学校における感染症対策の基本
- 2 新しい船橋市の学校生活
- 3 教職員の健康管理
- 4 児童生徒又は教職員が感染した場合の臨時休業等の判断について
- 5 新型コロナワクチン接種時の対応について
- 6 児童生徒の出欠席等の扱いについて
- 7 最後に

※現時点でのものであり、国や千葉県の情報及び感染状況により更新することがあります。

船橋市教育委員会 学校教育部 保健体育課

1 学校における感染症対策の基本

(1) 感染症予防の3原則

- ・ 感染源を絶つ⇒発熱や風邪症状のある者等の自宅休養の徹底
- ・ 感染経路を絶つ⇒手洗い、咳エチケット、清掃及び消毒の徹底
- ・ 抵抗力を高める⇒基本的な体調管理に努め、規則正しい生活を心がける

(2) 集団感染のリスクへの対応

リスクが高まるとされる、3つの条件（3つの密：密閉、密集、密接）の「重なり」はもちろんのこと、「1つ1つの条件」が発生しないことを目指す。

「3つの密」と「大声」はリスクが高いとされることから注意する。

- ・ 「密閉（換気の悪い密閉空間）」の回避⇒換気の徹底
- ・ 「密集（多数が集まる密集場所）」の回避⇒身体的距離の確保
- ・ 「密接（間近で会話や発声する密接場面）」への対応⇒マスクの着用を推奨されている場面では、児童生徒・職員についても、着用が推奨される。（P4 参照）

(3) 家庭との連携

児童生徒等の感染経路として、家庭から学校に感染を広げないよう、各家庭の理解と協力を得る。

□健康観察、登校の判断

- ・ 児童生徒等は、毎朝、登校前に検温及び風邪症状の確認を行う。
- ・ 児童生徒等は発熱等の風邪症状がある場合は、**自宅で休養する**。
- ・ 無症状の同居家族が濃厚接触者や検査対象者に特定された場合については、特段登校を控えることを求める必要はない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であるため、軽微な症状のある児童生徒等や教職員の登校については、児童生徒等の健やかな学びを保證する観点等を踏まえつつ、地域の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて判断する。（アレルギーの症状が出たら、早めにかかりつけ医に受診をする）

□家庭から学校への連絡

以下の場合、速やかに学校に連絡をするよう依頼する。

- ・ 児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者に特定

された場合。

- ・同居の家族が濃厚接触者に特定され PCR 検査等を受ける場合

(4) 健康観察の徹底

学校において感染源を絶つためには、外からできるだけウイルスを持ち込まないよう努めることが重要となる。

□家庭における登校前の検温・風邪症状の確認

- ・児童生徒等は、毎朝登校前に、家庭で検温と風邪症状の確認を行い（健康観察カードの記入）、発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養することを徹底する。

□学校における登校時の健康状態の確認

- ・毎日、児童生徒等に発熱や風邪症状がないことを確認する。（登校時および部活動開始前）
- ・学校で（登校時や登校後）に発熱や風邪症状が見られる場合は、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養させる。必要に応じて受診を勧め、その後、受診や検査の状況を確認する。
- ・発熱・のどの痛み・咳等の風邪症状がある場合は早めに受診をする。日ごろ通院している、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談する。

<医療機関を受診するときは・・・>

①必ず電話で事前に連絡する。

（発熱患者の診療時間・受付・診療場所を分けることがあるため）

②複数の医療機関を受診することは控える。

（複数の医療機関で、感染が拡大する可能性があるため）

③医療機関を受診する際は、マスクの着用、手洗い、咳エチケットを推奨する。

④「お薬手帳」または服用している薬を必ず持参する。

※ 国の要請等を確認し、年齢や重症化リスク、症状等に応じて受診すること。

※ 新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの同時流行下での発熱等がある場合の相談・受診等については千葉県ホームページや船橋市ホームページ「新型コロナウイルス感染症 特設ページ」で最新の掲載内容の確認をお願いします。

□外部からの来校者に対する健康観察

- ・外部からの来校者に対し、必要に応じ、玄関等での検温等を実施する。
- ・来校時に発熱や風邪症状がみられる場合には、校内への立ち入りや教育活動への参加を見合わせていただく。
- ・外部からの来校者に対しては、手洗いや手指のアルコール消毒等、感染症対策の徹底を依頼する。

(5) 基本的な感染症対策の徹底

「3つの密」の回避、換気、咳エチケット、手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底に努める。

さらに、すでにワクチンを接種した教職員や児童生徒においても同様に、基本的な感染症対策を継続する。

□石けんによる手洗い

・登校直後、トイレ使用后、共用の教材・教具・情報機器などを使用する前後、食事の前後等こまめに流水と石けんでの手洗いを行う。

※手洗いをする前に、目や顔を触らないように注意する。石けんに過敏に反応し手荒れの心配がある場合は、流水でしっかり洗い、ハンドクリーム等を利用して手荒れを防ぐ。

□咳エチケット

・他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際は、マスクの他ティッシュペーパー・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるよう児童生徒へ指導する。

・マスクの着用

○児童生徒・教職員とも、学校教育活動の実施に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。

○ただし、マスクの着用が推奨される以下の場面においては、児童生徒や教職員も着用を推奨

- ・登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
- ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合

○また、基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する者に対して、マスクを外すことを強いることのないようにすること。

□学校施設や用具等の清掃及び消毒

普段の清掃及び消毒は、通常の清掃活動の中に、ポイントを絞って消毒の効果を取り入れる。また、界面活性剤を含む家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。

・感染者が発生した場合は、以下を参考に消毒を行う。

○大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ他）

1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。

○共用の教材・教具・器具・用具など

児童生徒及び教職員ともに、使用の都度の消毒は不要であるが、使用前後の手洗いを徹底する。

○トイレや洗面所

界面活性剤を含む家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃する。(特別な消毒作業は不要)

○机・椅子

衛生環境を良好に保つため、清掃活動において、界面活性剤を用いて拭き掃除を行うと良い(特別な消毒作業は不要)

○十分な換気を行い清掃する。作業後は石けんにより手洗いを十分に行う。

□換気

「密閉」の回避に加え、「3つの密」と「大声」にも注意し、換気の徹底を図る。特に、冬場は空気が乾燥し飛沫が飛びやすくなるため、徹底して換気に取り組む。

- ・気候上可能な限り、**教室の窓側と廊下側など、2方向の窓(やドア)を同時に開けて行い、常時換気に努める。**(常時換気が難しい場合は30分に1回以上、数分間程度窓を全開する。休み時間ごとにも窓を全開する。エアコン使用時も。)
- ・十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、換気を目安として、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測する。
- ・窓(やドア)を開ける幅は10cm~20cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。**廊下の窓も開けることも必要。**
- ・窓のない部屋では、常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたり、扇風機等で部屋の外に空気が流れるようにする等、換気に努める。
- ・冷暖房使用時においても換気は必要。(冷暖房使用時はエアコンの温度設定をこまめに調整する。)
- ・換気扇等の換気設備がある場合は、常時運転する。ただし、換気設備だけでは換気能力が足りず、窓開け等による自然換気と併用が必要な場合が多いことに注意する。換気設備は清掃を行う。
- ・換気に伴う室温低下で健康被害が生じないように、校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。児童生徒等及び保護者に温かい服装を心がけるよう十分周知しておく。
- ・適度な加湿はウイルス飛沫防止の一助となるので工夫をして行う。

(6) 児童生徒等同士、教職員—児童生徒等の身体的距離の確保

授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な限りとり、座席間についても触れ合わない程度の距離を確保する。

(7) その他

発熱や風邪症状の見られる児童生徒等の対応にあたる教職員は、マスクを着用し、

必要に応じて使い捨て手袋、ゴーグル、フェイスシールド等を着用する。対応後は手洗い等を行う。

(8) 感染症対策下における熱中症対策

気温が上がる季節にあっては、体が暑さに十分慣れていない、疲れがたまっている等の状況も予想される中、感染症対策を行いつつも、熱中症対策を優先させる。

<対策ポイント>

- エアコンのある教室等を中心に活動する。
- 冷房時でも換気は必要。換気で室内温度が高くなるので、エアコンの設定温度をこまめに調整する。
- マスクを着用している場合は、強い負荷の作業を避け、のどが渇かなくても定期的な水分補給を心がける。
- 毎日の検温やかぜ症状を含めた体調の確認は、熱中症予防においても有効。体調が悪いと感じたときは無理せず自宅で休養する。

2 新しい船橋市の学校生活 〈場面別〉

教職員の目が届きにくい場面（登下校、休み時間、校内での移動時、部活動の準備・片付けなど）においても、3つの条件（密閉、密集、密接）が発生しないよう、児童生徒等に感染症対策の考え方を理解させるとともに、必要に応じて、ルール設定、放送や掲示物の活用など、指導の工夫を図る。

・登校前（学校）

登校前に教職員は教室、廊下、トイレ等の窓やドアを開け、換気を行う。

（対角線上の2方向）

・登下校

- ①毎日、登校時、児童生徒等に発熱や風邪症状がないことを確認する。家庭で確認できなかった児童生徒は、学校が定めた場所で、検温及び風邪症状の確認を行う。
- ②教室に入り荷物をおいたら、まず手を洗う。
- ③朝の会で、もう一度健康観察を行う。
- ④通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合は、マスクの着用が推奨される。

・授業の進め方

- ①学習用具の貸し借りを基本的に行わないようにする。
- ②教具を共用する場合は、使用前後に手を洗う。または手指の消毒をする。
※緊急事態宣言中は、可能な限り延期する。
- ③以下の活動は、一定程度の距離を保つ、同じ方向を向くなど工夫して実施する。
 - ・児童生徒が長時間密集する活動
 - ・近距離で対面形式となるグループワーク
 - ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ・集団での実験や観察
 - ・組み合ったり接触する運動
- ④家庭科の調理実習を行う場合は、感染症拡大予防等の観点から調理実習の内容の変更や道具の共用方法の工夫など、適切な対策を講じた上で実施する。調理した料理はその場で食し、「学校給食における感染症対策について」に沿った対応とする。
※調理実習時は、保健衛生上の観点から、事前事後の手洗い、マスク・三角巾・エプロン等の着用を基本として実施する。
※緊急事態宣言中は、調理実習は行わない。
※感染拡大局面にあると判断される場合は、「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」については、基本的に控える。
- ⑤音楽の授業において
 - ・歌唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器の演奏を行う場合は、一定程度の距離（左右については、肩が触れ合わない程度の距離）を確保する。

・原則、向かい合っでの歌唱は控える。

⑥児童生徒が密集するのを避けるため、書画カメラで教材や解答を提示したり、デジタル教材を使用したりして、ICTを有効活用した授業を行う。

⑦体育の授業において

・屋内で実施する場合には、常時換気を行う。

・大声での発声は控える。

・体育の授業でマスク着用を希望する児童生徒は、着用を否定するものではないが、児童生徒等の体調の変化には十分注意する。

・体育見学者は触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声を控える。

※緊急事態宣言中や感染拡大局面にあると判断される場合は、「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は行わない。

・休み時間

①教室等の窓（ドア）を開放し、十分な換気を行う。

②活動後やトイレ使用后等、手洗いを徹底する。

③三つの条件（密閉・密集・密接）が発生しやすい場面であり、休み時間中の行動について、会話の際には、一定程度距離を保つ、なるべく体が接触するような遊びは控えるなど、必要に応じてルールを設定する等、指導の工夫をする。

・清掃活動

①清掃後は石けんを使用して手洗いをを行う、

②窓は大きく開放し、十分な換気の下で行う。

・給食・昼食等の飲食の場面

給食時だけでなく、飲食を行う場面では教職員指導のもと、感染予防に努める。

「学校給食における感染症対策について」に沿った対応とする。

・部活動

各学校において、感染状況に応じた感染症対策を講じた上で活動をする。

「運動部活動実施にあたっての新型コロナウイルス感染症への対応について」

「文化部活動実施にあたっての新型コロナウイルス感染症への対応について」

に沿った活動とする。

3 教職員の健康管理

感染症予防のため、教職員も次のような健康管理を行い、管理職が毎朝、出勤した教職員の健康状態を確認する。

□出勤前・出勤時

- ・ 毎日、出勤前に必ず検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は、出勤を控え、管理職等へ連絡する。
- ・ 風邪症状等がある場合や、PCR検査等を受けることになってから結果が出るまでの間は出勤しない。抗原検査やPCR検査を受ける場合は、すぐに校長へ報告する。
- ・ 医療機関を受診する場合は、まずは日頃通院している医療機関か、自宅の近くにある医療機関に電話で相談をする。かかりつけ医がない場合は、相談窓口で電話で相談する。
- ・ 出勤時、管理職等は、教職員に発熱や風邪症状がないことを確認する。また、感染者発生時に備え、健康状態の記録を学校で保管する。
- ・ **石けんを使用した手洗いの徹底を図る（出勤後、授業や指導の前後、トイレの後、飲食の前後等）**
- ・ **無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、飛沫防止のため、授業や指導等で児童生徒等と接する際は、可能な限り身体的距離の確保に努める。**
- ・ 教職員の執務室（教員室、準備室、事務室等）の換気（特に冬場は留意）、教職員の座席等の距離の確保を徹底する。
- ・ 教職員同士で、昼食等、飲食する場面においても、飛沫を飛ばさない座席配置とし、身体的距離がとれない場合は会話を控える。
- ・ 人が集まる会議等については、「密閉」「密集」「密接」及び「大声」をできる限り避け、換気を徹底する。
- ・ 職場外の活動においても、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等、十分注意する。

□感染したとき、濃厚接触者に特定されたとき

- ・ 保健所及び医療機関の指示に従い療養する。
- ・ 本人又は家族から、学校（管理職）へ報告する。
- ・ 学校で行う対応は、P8「4 児童生徒又は教職員が感染した場合の臨時休校等の判断について」を参照。

4 児童生徒又は教職員が感染した場合の臨時休業等の判断について

船橋市の学校における対応について

- (1) 原則として、教育委員会と、保健所からの指導内容に基づき対応をする。
- (2) 学校は、保健所の疫学調査に協力をする。
- (3) 保健所の指導に基づいて、校内の消毒等を行う。

文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応ガイドライン」を参考として以下の基準を定めた。

【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、学級内での感染が広がっている可能性が高い場合。

- ・ 同一学級に複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ・ 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。
- ・ 複数の濃厚接触者が存在する場合。
- ・ その他感染リスクの高い活動を行っていたなど、設置者が必要と判断した場合。
(ただし、学校2週間以上来ていない者の発症は除く。)

【学年閉鎖】

- ・ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。

【学校全体の臨時休業】

- ・ 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。
- ※ いずれの場合も、保健所等の疫学調査による見解を踏まえ、学校医と連携し教育委員会と対応を検討し進める。
- ※ 学級・学年閉鎖、臨時休業の期間は、感染拡大にいたらないと判断が得られるまでとする。
- ※ 学級・学年閉鎖については、報道を通じての公表は行わない。

5 新型コロナワクチン接種時の対応について

- (1) 児童生徒本人がワクチン接種のため登校しない場合は出席停止となる。
- (2) 児童生徒本人がワクチン接種のため下校（早退）した場合は出席扱いとなる。
- (3) 児童生徒本人がワクチン接種後に発熱等の副反応がみられ、登校しない場合は出席停止となる。
- (4) 同居家族がワクチン接種後に発熱等の副反応がみられる場合、本人の体調がよければ登校してよい。(医療機関での確認は不要)
- (5) ワクチンを接種した後、身体に異常を感じたり、体調不良が続いたりする場合「千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口」または医療機関に相談する。

【千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口】

◆電話番号：03-6412-9326

受付時間：24時間（土・日・祝日含む）

- (6) 新型コロナワクチンの接種に係るいじめの防止について

新型コロナワクチン接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないように学校での取り組み、指導について説明します。

- ・ワクチン接種をしたかどうか、無理に聞かないこと。
- ・ワクチン接種をしようとしている人に、接種をやめるように言わないこと。
- ・ワクチン接種をしていない人に、接種を無理強いしないこと。
- ・ワクチン接種をしたこと、していないことを理由とした、仲間外れやいじめは絶対にしないこと。

6 児童生徒の出欠席等の扱いについて

船橋市の学校における対応を説明します。

- (1) 児童生徒の「感染が判明した」場合は、出席停止となる。
- (2) 児童生徒が「濃厚接触者」等に特定された場合は、出席停止となる。
- (3) 児童生徒が「発熱」「風邪症状」「体調不良」のため自宅で休む場合は、出席停止となる。

※発熱等の症状があった場合は、かかりつけの医療機関に電話で相談する。かかりつけ医がいない場合は、船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター（電話：047-409-3127）に相談をする。医療機関等で、抗原検査やPCR検査を受ける場合は学校に連絡をする。

- (4) 海外から帰国・再入国し一定期間の自宅等での待機を要請された場合は、出席停止となる。
- (5) 児童生徒は元気だが、同居家族等に「発熱」「風邪症状」「体調不良」**ため、児童生徒を自宅で休ませたいと連絡があった場合は「出席停止」となる。**
- (6) 児童生徒は元気だが、同居家族等が「濃厚接触者」に特定された場合は、PCR検査等の結果が判明するまで出席停止となる。

※家族等が職場や学校等で濃厚接触者に特定されたが、無症状のためPCR検査等の対象にならなかった場合は、原則として児童生徒の登校は可能。家庭内での感染症対策をしっかり講じていただくとともに、学校での健康観察をしっかり行う。

ただし、本人や家族に症状が認められた場合、登校は控える。

保護者から登校を控えさせたいとの申し出があった場合は、出席停止とする。

- (7) 児童生徒または同居家族等が、医師または保健所の指示でPCR検査や抗原検査等を受けた場合、検査の結果が判明するまでの間は、出席停止となる。

※ただし、以下の例のように無症状の児童生徒または同居家族等が、陰性を確認するための検査を受ける場合は、通常通り登校してもかまわない。

例① 児童生徒または同居家族等が入院前に医療機関から指示されて受けるPCR検査や抗原検査等

- 例② 児童生徒または同居家族等が海外や国内旅行に行く前に指示されて受ける PCR 検査や抗原検査等
- 例③ 児童生徒または同居家族等が進学先や就職先から指示されて受ける PCR 検査や抗原検査等
- 例④ 児童生徒または同居家族等が職場の指示で受ける PCR 検査(職場の方針で陰性を確認するための検査)や抗原検査等
- 例⑤ 児童生徒または同居家族等が医師や保健所の指示ではないが、自主的に PCR 検査や抗原検査等

(8) 次の場合は、学校に連絡して相談する。校長が認めた場合、出席停止となる。

- ① 医療的ケア児、基礎疾患児などが主治医の見解に基づき休む場合。
- ② 児童生徒本人に症状はないが、保護者から感染予防や不安のため学校を休ませたいと相談し、自宅で休む場合。

(9) 児童生徒のワクチン接種やワクチン接種後の副反応については「5 ワクチン接種時の対応について」を参照。

※新型コロナウイルス感染症については、状況が時々刻々と変化していることから、今後も市内の感染状況や国の動向等を踏まえ、対応していきます。

新型コロナウイルス感染症にかかる情報については、[船橋市ホームページ「新型コロナウイルス感染症 特設ページ」](#)で最新の掲載内容の確認をお願いします。

7 最後に

新型コロナウイルスの感染が広がり、誤解や偏見による感染者や医療機関などへの誹謗中傷、いじめや差別的な対応が社会の大きな問題となっています。

船橋市の学校における対応を説明します。

○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方などとその家族に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように指導する。

○マスクをしている・していない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒等へ偏見や差別が生じないように指導する。

○心理的なストレスを感じている児童生徒もいるため、学級担任や養護教諭などを中心としたきめ細やかな健康観察などから、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談などの実施やスクールカウンセラーなどの支援を行っていく。

